

河内長野市介護サービス相談員募集要項

◇◇はじめに◇◇

平成12年4月に創設された介護保険制度も老後の安心を支えるしくみとして、定着しましたが、サービスに対する疑問や不安などをもちながら、利用されている方もおられます。

介護サービス相談員は、施設等の派遣希望に応じて訪問していただき、利用者からの介護保険サービスに対する疑問や不安などの相談を受け、必要に応じサービス提供事業者などにその声を届けていただくことにより、利用者の疑問や不安の解消を図るとともに、介護保険サービスの質的な向上を目的として活動していただくものです。すなわち介護サービス相談員は、利用者とサービス提供事業者との「橋渡し役」的な存在として、ボランティア活動をしていただくものです。

したがって、ただ単に利用者の話を傾聴したり、施設に対して要望や意見を言うというのが介護サービス相談員の役割ではなく、利用者の思いや訴えを受け止め、利用者が安全・快適に施設利用を続けるために必要なこと、またそれを阻害している要因を考え、施設とともにより良い生活環境を整える手助けをすることで、利用者の疑問・不安を解消し介護サービスの質的な向上を図ること、及び利用者の自立した日常生活の実現を図ることが介護サービス相談員の本来の目的です。

このような事業の趣旨をご理解いただき、よりよい介護保険サービスづくりに関心と熱意をお持ちの方々のご応募をお待ちしています。

I 介護サービス相談員の活動内容

1. 介護保険施設などへの訪問

概ね2週間に1回程度、2人以上のグループとなって、担当する施設を訪問し、次のような活動を行っていただきます。

- 利用者のお話を聞き、相談にのる
- 施設等の行事に参加する
- サービスの現状把握に努める
- 事業所の管理者や従事者と意見交換する

2. スキルアップや他の相談員との情報共有

施設などへの訪問のほかに、スキルアップのための研修の受講や介護サービス相談員連絡会等への参加していただきます。

- 毎月第4水曜日に開催している連絡会(情報の提供、意見交換など)への参加
- 年2回開催される国・府主催の研修への参加(希望者)

3. 活動結果の報告

活動後は、事務局(市介護保険課)への活動報告書等を提出します。

II 介護サービス相談員の任期並びに報酬等

1. 活動期間

河内長野市介護サービス相談員として活動していただく方には、市長から委嘱を行います。初年度の任期は、委嘱の日から翌年3月末までとなり、翌年度以降は、4月1日～翌年3月31日までの1年ごとの更新となります。

ただし、任期の途中であっても次のような場合は、委嘱を解きます。

- 介護サービス相談員が辞退を申し出たとき
- 介護サービス相談員として活動できなくなったとき
- 介護サービス相談員として不適当と認められるとき

2. 活動に対する報酬、活動経費について

介護サービス相談員の活動に対して、報酬の支給はいたしませんが、活動や研修への参加にかかる交通費については、相当額の支給を行います。

Ⅲ 応募要件等

1. 応募要件

ご応募いただくには、次の①～④の要件をすべて満たしている必要があります。

- ①河内長野市内の在住、または在勤であること
- ②介護サービス相談員派遣等事業に理解と熱意があり、利用者にかかるプライバシー保護等に努めることができ、介護サービス相談員としての活動が可能であること
- ③現在、介護保険サービス事業所(介護保険施設、居宅サービス事業所等)を有する法人等に属していないこと
- ④介護サービス相談員養成研修を全日程、受講可能であること。財団法人大阪府人権協会が実施する「介護サービス相談員養成研修(計7日間必須)」を受講していない場合は、介護サービス相談員として活動していただくことができません。

【介護サービス相談員養成研修(例年)】※現在未定

前期研修	5日間
フィールドワーク実習	1日(市内施設訪問等)
後期研修	1日
計7日間	※前期・後期研修は大阪市内の会場で開催

2. お申込みについて

上記の内容をご理解いただいた上でご応募いただける方は、別添の「河内長野市介護サービス相談員応募用紙」に必要事項をご記入のうえ、5月2日(木)までに市役所1階介護保険課までご提出をお願いします。

3. 面談

応募いただいた後に、面談を実施させていただきます。

(面談の日程、時間帯については、応募申し込み後に個別に調整させていただきます。)

◇お問い合わせ・ご応募先◇

河内長野市役所 介護保険課

〒586-8501

河内長野市原町一丁目1番1号

0721-53-1111(代表)